



平成 25 年 4 月 3 日

各 位

会 社 名	ニ チ ア ス 株 式 会 社
代 表 者	代表取締役社長 矢 野 邦 彦
コード番号	5 3 9 3 (東証 第一部)
問 合 せ 先	取締役 執行役員 富田 雅行 管理本部長
電 話 番 号	(0 3) 3 4 3 3 - 7 2 5 1
(URL)	(http://www.nichias.co.jp)

当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 29 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」においてお知らせ致しました神奈川県在住の建設従事者とその遺族が提起した損害賠償請求訴訟における原告らの請求を棄却する旨の判決について、原告らがこれを不服として、当社に対して控訴の提起がなされ、当社代理人に控訴状が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社の子会社である日本ロックウール株式会社に対する控訴は取り下げられました。

1. 当該控訴の提起があった裁判所及び年月日

東京高等裁判所 平成 24 年 6 月 8 日（控訴状送達日 平成 25 年 4 月 2 日）

2. 当該控訴を提起した者（第 1 審原告）

神奈川県在住の建設従事者とその遺族 88 名

3. 当該控訴を提起された者（第 1 審被告）

国及び当社を含む建材メーカー 43 社

4. 控訴に至るまでの経緯

本件は、神奈川県在住の建設従事者とその遺族が石綿関連疾患に罹患したのは国及び建材メーカーの責任であるとして、国に対しては国家賠償法に基づき、当社らを含む建材メーカー 44 社（第 1 審判決時）に対しては不法行為責任及び製造物責任に基づき、総額 28 億 8,750 万円（第 1 審判決時）の請求がなされて、横浜地方裁判所において審理されていたものであり、平成 24 年 5 月 25 日に横浜地方裁判所において、第 1 審原告らの請求が棄却される判決が言い渡されました。そこで、第 1 審原告らがこの判決を不服として、東京高等裁判所に対し、控訴を提起したものです。

5. 控訴の趣旨

原判決の取消しと、国及び建材メーカー 43 社に対して総額 28 億 8,750 万円の支払を求めるものです。

6. 今後の見通し

当社としましては、控訴人らからの控訴に対して、法廷の場で適切に対応していく所存です。なお、現時点において、当社の業績への影響は不明です。今後、裁判の推移において重要な事実が生じたときは適宜お知らせしてまいります。

以 上